

再意見書

平成 22 年 5 月 26 日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) びーびーか ぶしきがいしゃ
氏 名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしきがいしゃ
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしきがいしゃ
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第 4 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 22 年 3 月 29 日付けで公告された接続約款の変更案に關し、別紙のとおり再意見を提出します。

このたびは、「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案」に対する再意見募集に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。以下のとおり弊社共の意見を述べさせて頂きますので、宜しくお取り計らいの程、お願ひ申し上げます。

(意見提出者)KDDI 株式会社(以下「KDDI」という。)殿

スタックテストについても、CUG タイプの接続料相当額を計算して CUG タイプの利用者料金と比較することによって接続料の適正性を判断しており、PVC タイプと CUG タイプの同等性が担保されているのか不透明です。本当に適切な検証が行われたと言えるのか判断できないため、スタックテスト実施にあたって計算された CUG タイプの接続料相当額を公表し、接続料の適正性を第三者にも検証可能とすべきです。

接続事業者のイーサネットフレーム伝送機能に係る利用回線が少ない場合、バルク型料金体系の効果が出にくいため、ユーザ料金と比較して接続料が割高となるケースが存在するものと考えますが、総務省殿が実施したスタックテストの検証結果では「いずれの利用形態においても、利用者料金が接続料金を上回っており、接続料が不適正であるとは認められない」とされているところであり、適切な検証がなされているか否か判断出来ない状況です。

従つて、KDDI 殿の意見にあるとおり、スタックテストにおいて算出された CUG タイプの接続料相当額や計算過程等を公表し、外部検証性を確保すべきと考えます。

以上